

知つて
おきたい

みんなの年金ガイド

20歳になられた皆さまへ 国民年金の加入について

次の年金相談は

3月5日(木)です

完全予約制となりますので、希望の方は下記役場窓口にて予約してください。

■国民年金の加入について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことをお知らせするため、20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」と「国民年金（第1号被保険者）加入のお知らせ」が送付されます。

また、「基礎年金番号通知書」については、既に厚生年金に加入されている20歳の方にも送付されます（障害・遺族年金を受給している方（していた方）には送付されません）。

「基礎年金番号通知書」は、保険料の納付の確認や年金を受け取る際の手続きなど今後一生にわたって使用しますので、大切に保管してください。

■ご連絡や手続きが必要となる場合

- ・20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要です。
- ・20歳直前に日本国外に出国され、行き違いで「国民年金加入のお知らせ」が届いた方は、お近くの年金事務所までご連絡ください。
- ・厚生年金保険に加入している配偶者の扶養となっている方は、配偶者の勤務先にて国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

■保険料の納付について

保険料の納付は、「国民年金（第1号被保険者）加入のお知らせ」に同封の納付書を使用して、銀行などの金融機関やコンビニエンスストア、電子納付、スマートフォンアプリにて納めてください（誕生日の前日が属する月の分から納めることになります）。また、口座振替やクレジットカードでの納付も可能です。

定額保険料のほかに、月額400円を上乗せして納付することで将来受け取れる年金額を増やす「付加保険料」制度や、保険料をまとめて前払いすることで割引を受けられる「前納」制度があります。詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。

■保険料を納めることが難しいときは…

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、「学生納付特例制度」や「免除・納付猶予制度」がありますので、未納のまま放置せず、必ずこれらの手続きを行ってください。なお、学生納付特例や免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付した場合と比較して将来受け取ることのできる年金額が低額となります。後から納付（追納）することにより、年金額を増やすことができます。追納は10年以内となっていますので、ご注意ください。

詳しくは、住民生活課社会係（6番窓口）または各支所、もしくはお近くの年金事務所へご相談ください。

詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください

ねんきんダイヤル

・請求手続きや届け出など

☎ 0570-05-1165

函館年金事務所

・加入手続きや納入相談など（国民年金課）

☎ 0138-31-9086

※アナウンスに従いおかげください。

住民生活課社会係

・障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）

☎ 0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください